

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 令和3年9月2日(木) 午前10時10分～午前10時30分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 神谷 直子、 8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、  
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子  
オブザーバー

議長(9番) 柳沢 英希、 副議長(3番) 杉浦 康憲、  
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、  
14番 小嶋 克文、 杉浦 浩一

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 全国市議会議長会からの意見書提出依頼について
- 2 高浜市議会政治倫理条例等の整備について
- 3 その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

### 《議 題》

#### 1 全国市議会議長会からの意見書提出依頼について

委員長 このことについて、前回、8月10日開催の議会運営委員会において、持ち帰り検討していただくようお願いしましたので、各会派の意見の発表をお願いいたします。

委員長 初めに、市政クラブさん。2番、神谷直子委員。

意(2) これ、昨年もこのような意見書を出したらどうかということが、市議会議長会から出ておりますが、昨年も出しておりませんので、今年度も出さなくていいと思います。

委員長 次に、公明党さん。13番、今原ゆかり委員。

意(13) 公明党としましても、出さない方向でお願いします。

委員長 次に、新政会さん。8番、黒川美克委員。

意(8) 私どもも、それで結構です。

委員長 次に、共産党さん。15番、内藤とし子議員。

意(15) 私どもとしては、これは出していく方向でお願いします。

委員長 次に、参考までに、青政会さん。6番、柴田耕一議員。

意(6) 別に出さなくてもいいと思います。

委員長 次に高志クラブさん。5番、岡田公作議員。

意(5) 出さない方向でお願いします。

委員長 次に、高浜市民の会さん。16番、倉田利奈議員。

意(16) 提出すれば良いと思います。

委員長 ただいまの各会派の御意見を伺いましたが、全国市議会議長会からの意見書については、意見が一致しませんでしたので、意見書を提出すると回答された会派さんにおかれましては、単独なり、他の会派と一緒にという形で、議会運営委員会に諮った上で、提出をするということで、お願いいたします。

## 2 高浜市議会政治倫理条例等の整備について

委員長 前回の議会運営委員会において、政治倫理条例の一部改正案等の議長案について、各会派の意見を発表し、御協議いただきました。また、特に意見の出されなかった部分については、議長案のとおりと決定しております。前回の会議で出された意見や考え方を整理し、まとめた資料をタブレットに登録しておりますので、既に御確認いただいていると思いますが、これらについて、各会派の御意見をお願いいたします。

初めに、市政クラブさん。2番、神谷直子委員。

意(2) 高浜市議会議員政治倫理条例についてですが、これ大前提として、この条例は、発動させないほうが良いということが前提にあると思います。

元々はある事件があつて、議会としてけじめをつけるため、この条例を制定されたと聞いております。その前提があつて、この意見を言わせていただきます。まず、上から順番に言つてったほうが良いですか。

委員長 いや、前回と、もし変わっているところがあれば。

意（２） 前回とは変わらず、私どもは議長案どおりでいきたいと考えております。ただ、議長が、その委員会を８人以内、選ぶというところですね。議会として、やはり選ばれる審査委員会ですので、そちら委員会を受けられる方、委員会の委員のメンバーになる方に、誓約書を書いていただいたらどうだという提案を、先回はちょっとしてなかったんですけど、今回はさせていただきたいと思います。

もしかして、この審査会の委員以外にも、非公開にしなければいけない部分があるようでしたら、そちらのほうも誓約書を書いていただく必要があるのかなっていうところがあります。

その８人以内の選出ですけれども、その一人会派の方がもし全員出られるということになると、それは会派の１分の１じゃないですか。二人みえる会派が２分の１で、私たちのその８人、今会派がいますけど、もし８人のうち二人しか出られないことになると、４分の１しか出られないということになりますので、一人会派の方のほうが、圧倒的に有利だと計算上はなります。そのことも御参考にしていただいて、議長が８人選ぶっていうところで、公平に選ばれると私どもは信じておりますので、その方向でいきたいと思っております。以上です。

委員長 次に、公明党さん。１３番、今原ゆかり委員。

意（１３） 以前は、第５条第３項のところなんですけれども、今、市政クラブさんが意見言われたように、誓約書が出されるとしましたら、それを見てから考えたいと思います。

第６条の第４項なんですけれども、相当な理由があるときはというふうにつけ加えたほうがいいって言ったんですけれども、やっぱり相当の理由というのが、ちょっと曖昧な表現でしたので、考え直しまして、こちらは議長案で結構でございます。以上です。

委員長 次に、新政会さん。８番、黒川美克委員。

意（８） 私どものほうは、基本的には議長案で結構ですけども、ただ一つ、規定のところ、言っておりますけれども、いわゆる同意の部分がありますよ

ね。とにかくここに書いてありますように、議員活動に干渉するのだったら自身の身分も公表すべきということで、僕は今の同意をすとか、そういったことは必要ない、あくまでも全て公表ですよと。

もしも意見があるとするならば、同条第8条第1項の規定、この部分を削除していただいて、公表することに同意します。この部分だったら納得出来ますけれども、そういう形でお願いいたします。

委員長 次に共産党さん。15番、内藤とし子委員。

意(15) この規定の3条に追加のところで、共産党は、議長案のほうが強く求めている気がするって出ているんですが。ちょっとこれが私自身、何を言っているのかというか、ちょっとこれはクエッションなんです。あとはこの前、出したような意見で問題ないと思います。

委員長 次に参考までに、青政会さん。6番、柴田耕一議員。

意(6) 基本的には、議長案で結構です。ただ、あまりそう細かい事を決めるのも、本来、議員だったら、こんなことは実際としてはないと、本来はあっちゃならないことだと考えておりますので、あまり細かいことは決めずに、議長案で結構です。

委員長 次に、高志クラブさん。5番、岡田公作議員。

意(5) 議長案で結構です。

委員長 次に高浜市民の会さん。16番、倉田利奈議員。

意(16) 私どもとしては、この間の意見、プラスアルファですね。新政会さんのほうから、様式につきまして、氏名の公表について同意するという事なんですけど。やはりですね、同意しますってここで書かれて、同意するのもいいんですけど、陳情や請願もですね、やはりきちんと自分はどこそこの誰それですよっていうことを明記して、きちんと議会のほうに提出して、我々もそれを知った上で判断してるわけですので、やはりこれは提出の段階からですね、公表されるべきであるとは思いますが、そこは意見として、ここに入れる入れないは別としましても、やはり当初からですね、そちらは公表すべきということで意見を追加させていただきます。

あと、各意見につきましてはですね、やはり私は一つ一つですね、今後の何

かあった場合に、というか、今回、私の件でやるのかなと思うんですけど。例えば、先ほどの新政会さんの部分なんですけど、これ、もしですね、審査の決定がされるまで名前も全然出ないよっていうことであれば、市民からこういう申請が乱立されても、何も言えないわけですので、きちんと1個1個ですね、しっかり規定についても、それからこの様式についても、審議すべきだと思います。ですから1個1個ですね、各会派の意見を聞いてしっかり審議した上で、きちんと制定していただけたらと思います。

委員長 各会派から御意見が出されましたがですね、ただいま発表していただいた意見を踏まえ、御意見のある方お願いいたします。

意（2） つけ足しをしたいと思います。審査会の公開、非公開を決めるときの3分の2以上の賛成があった場合には、非公開とするとありますけれども、その3分の2以上となったときに、特別議決と同じ扱いで3分の2以上という規定をあえて出しているのです、この非公開とする、しない、また先回、時効の話も出ておりましたが、それも含めて審査会で決めていただければいいと考えております。以上です。

委員長 はい、ほかに。会派のほうで何か意見があれば。

意 見 な し

委員長 ないようでしたらですね、いろいろ意見、一つしか今、出されませんでした。引き続きですね、協議が必要ですので、次回の議会運営委員会で、再度協議をお願いいたします。次回の議会運営委員会は既に通知しておりますが、9月7日火曜日、午前10時からですので、お願いいたします。

### 3 その他

委員長 議長より発言を求められておりますので、これを許可します。

議長 9月定例会におけるコロナ対応についてですが、新型コロナウイルスの従来株から、今回デルタ株ということで、より感染力が強くなっているかなと

いうふうに思っております。

今、高浜市内のコロナウイルスの感染者というのも、非常に増加をしておりますということで、9月定例会においても、新型コロナウイルスの感染症対策が必要かなというふうに考えておりますので、9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策の議長案というものを、先日、タブレットに登録をさせていただきましたので、御確認をまずいただきたいなというのと、内容が6月定例会のときと、ほぼ、今回も同じような内容になっております。

9月定例会、決算委員会等もありますので、決算特別委員会における内容として常任委員会と同様とするということと、あとはいつもですと、現地を調査しに行くというのがありますけども、そちらの現地調査というのも、中止をさせていただいてもいいのかなあとということで、ちょっと追加をさせていただきました。ですので、9月の定例会の進め方というか、新型コロナウイルスの感染症対策、感染拡大に対する対策というものを、御協議いただければなあとというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま議長より発言がありました。9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、議長案は既にタブレットにてお示ししており、各会派の意見をまとめていただくようお願いしておりますので、各会派の意見をお願いいたします。

委員長 まず、市政クラブさん。2番、神谷直子委員。

意(2) 議長案どおりで結構です。

委員長 次に公明党さん。13番、今原ゆかり委員。

意(13) 議長案どおりで結構です。

委員長 次に新政会さん。8番、黒川美克委員。

意(8) 議長案で結構です。

委員長 次に共産党さん。15番、内藤とし子委員。

意(15) 私ども傍聴の自粛だとか、今でもそんなに数が多いわけじゃありませんので、自粛する必要はないと思います。それから、一般質問については、やはり、コロナだからこそ、みんなでどういうふうにコロナに対応していくかについてを審議しなきゃいけませんので、これ、以前からの70分にしてい

ただきたいと思います。

委員長 次に、参考までに青政会さん。6番、柴田耕一議員。

意(6) 議長案で結構です。

委員長 次に、高志クラブさん。5番、岡田公作議員。

意(5) 議長案で結構です。

委員長 次に、高浜市民の会さん。16番、倉田利奈議員。

意(16) 私もですね、傍聴の自粛は、なくていいっていうのと、あとやはり、一般質問ですね。やはりこれは通常通り、戻すべきだと思います。国会も特にそういうところを短縮してるわけではありませんし、逆にコロナだからこそ、我々がしっかり仕事をして市民の方に、安心した生活を送っていただくところが大事だと思いますので、やはり70分から40分に短縮するっていうのは、反対いたします。元のおり戻していただきたいと思います。その中で70分にするのであれば、途中にて1回休憩して、換気をしっかり行えばいいと思いますので、戻していただくようお願いいたします。

委員長 ただいまの各会派に御意見を伺いました。このまま協議を続けても、意見の一致が見られないため、採決をとらせていただきます。

採決の内容は、令和3年9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、議長案に賛成か否かであります。挙手は一人1回のみで、オブザーバーの委員の方は、挙手しないでください。それでは、ただいまから採決しますが、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり

委員長 それでは採決に入ります。

令和3年9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、議長案とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手



委員長 挙手多数であります。よって令和3年9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策については、議長案とすることに決定いたしました。

ほかに、皆さんのほうで何かありましたらお願いいたします。

意見なし

委員長 なければ、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

委員長 改めて、次回は9月7日、午前10時からですので、よろしくお願いたしたいと思えます。ありがとうございました。

閉会 午前10時30分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長